

無認可保育施設(ベビーホテル・その他・事業所内・院内保育施設)ご利用の方向け 令和7年9月ご利用分以降の変更点について

NEW

★令和7年9月以降のご利用分から、補助要件および補助金額が変更となります！

補助要件

注意

これまで利用者支援の対象となっていた方でも、9月以降、認定が切れている期間が発生している場合には、その期間について本補助金の対象外となるためご注意ください！

令和7年8月ご利用分まで		令和7年9月ご利用分から
多子世帯支援 (※ベビーホテル・その他・事業所内・院内の全種別が対象)	利用者支援 (※事業所内・院内は対象外)	多子世帯支援(第1子支援)・利用者支援 (※ベビーホテル・その他・事業所内・院内の全種別が対象)
月の初日に 世田谷区在住	月の初日に 世田谷区在住	月の初日に区内在住
0～2歳クラスの 住民税課税世帯	0～2歳クラスの 住民税課税世帯	0～2歳クラスの住民税課税世帯
第2子以降の 子どもである	区に入園申込をし、 待機児童となっている	保育の必要性認定を持っている
保育の必要性認定を 持っている	160時間以上の月ぎめ 契約を結んでいる	認可保育園や幼稚園等に 在園していない
認可保育園や幼稚園に 在園していない	認可保育園や幼稚園に 在園していない	

月額補助上限金額

※住民税非課税世帯の方および3～5歳児クラスの方は、幼児教育・保育無償化(区ホームページ ID:1405)をご確認ください。

令和7年8月ご利用分まで			令和7年9月ご利用分から
多子世帯支援		利用者支援	多子世帯支援(第1子支援) + 利用者支援
ベビーホテル・ その他	事業所内・院内		
27,000円	25,000円	世帯の課税額に応じて 0～4万円	80,000円
			※実費負担額が補助上限額に満たない場合は、実費負担額までの補助となります。

変更点まとめ

- ▶認可保育園の待機状況や月極の契約時間、子どもが第何子かに関係なく、保育の必要性認定を持っていれば補助対象になる！
- ▶世帯の課税額の階層に関係なく、一律の補助金額に！

スケジュール

各回の締切を過ぎてしまった場合も、次の回で審査の上お支払いいたします。**注意**
ただし、最終締切日(4月14日)までに申請がない場合、補助金はお支払いできません。

申請可能な利用年月	申請締切日	口座振込み時期	次回申請の案内 ※締切日までにご申請された 方にのみ案内をお送りします
第2回(4月～9月分)	令和7年10月15日	令和7年 11 月下旬	令和7年12月下旬
第3回(4月～12月分)	令和8年 1月14日	令和8年 2 月下旬	令和8年 3 月中旬
第4回(4月～3月分)	令和8年 4月14日 (最終締切日)	令和8年 5 月下旬	翌年度(予定)

保育認定について



保育認定がない場合、一部または全部の補助金の対象外となります。

現在認定をお持ちの方も、年1回(例年7月上旬頃)入園担当から「保育の必要性が継続しているか」を確認する「現況確認」のご案内をお送りしておりますので、お手続きください。

認定の取り消し通知が届いた場合は入園担当(03-5432-1200)に更新方法を確認して下さい。

申請方法

区ホームページより、電子申請にてご申請ください。

園が発行した「領収書兼保育提供証明書」の添付が必要です。

※世田谷区で課税世帯であることが確認できない方は、別途税証明書のコピーをいただくことがあります。



ベビーホテル・その他の施設をご利用の方

←区ホームページ(ID:1510)

・補助制度の詳細

・申請に必要な様式のダウンロード



事業所内・院内保育施設をご利用の方

←区ホームページ(ID:1524)

・補助制度の詳細

・申請に必要な様式のダウンロード

無認可補助金 Q&A

No.	質問	回答
1	郵送で申請することはできますか？	区HPから紙の申請書類のダウンロードが可能です。 (1)請求書 (2)家族状況届 (3)領収書兼保育提供証明書 (世田谷区で税額が確認できない方や令和6年1月2日以降に世田谷区に転入の方は税証明書も)を郵送でお送り下さい。 郵便事故等もあるため、可能な限り電子申請にご協力ください。  ベビーホテル・その他 区ホームページ ID:1510  事業所内・院内 区ホームページ ID:1524
2	窓口で申請書を提出することはできますか？	区役所本庁舎第2庁舎2階22番窓口を持ち込み申請していただくことも可能です。 各総合支所や出張所の窓口では受け付けていないためご注意ください。 可能な限り電子申請にご協力ください。
3	締切日を過ぎてしまいました。申請はできますか？	最終提出締切日に申請が間に合わなかった場合、いかなる理由でも補助金はお支払いできません。令和7年度の最終提出締切は令和8年4月14日です。申請漏れにご注意ください。

問い合わせ先

区ホームページの検索メニューから、ページIDを入力してご検索ください



/ ページIDから探す



1510 or 1524

検索

世田谷区子ども・若者部内 幼保補助金事務センター 03-6453-4990 (平日 8:30-17:00※庁外のセンターで受電)

【窓口】〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27(第2庁舎2階22番窓口) 保育認定・調整課 認可外保育施設担当